省令

○国土交通省令第七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）を実施するため、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の表中「中央区京橋二丁目十四番一号」を「千代田区紀尾井町三番六号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○会計検査院規則第七号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年八月十八日

会計検査院長職務代行

検査官　柳　麻理

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。